

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和四年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和2年7月16日

（令和2年度諮問第5号）

答申日：令和4年9月29日

（令和4年度答申第1号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年5月30日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔社会援護課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理段階での審査請求人の主張の要旨

令和元年10月30日付け30審理第105号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

(2) 令和3年10月25日付け主張書面（以下「主張書面」という。）での審査請求人の主張の要旨

ア 審査請求人代理人（以下「代理人」という。）の資産があった理由は、その時は生活保護制度を利用していなかったため、アルバイト等で稼いだ金銭を少しずつ蓄えていて、これまで約〇年滞納していた国民健康保険料の支払にも充てる予定だった。それを代理人に「約〇万円の資産がある」という事実確認だけとって、生活保護停止までして、数ヵ月間、2人だけの生活費にすることは、極めて不当であり、不適切な対応である。

イ 代理人は、生活保護等の書類を書く前に、生活保護制度は、どういったメリットとデメリットがあるのか、審査請求人及び代理人が生活保護を受けると、どういう生活の仕方、暮らしになるのかといった具体的な事実は言われておらず、聞いていない。ただ単に「こちらに記入して下さい」と言われて書類を書かされ、2月16日付けで保護停止にするのは、いくら何でも後々生存権を脅かす事態になりかねず、もう少し書類を書く前にきっちりとした事実確認と対応をしてもらわないと困る。「生活保護の点を熟知している、経緯の点でも失当がある。」という点についても矛盾している。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年7月16日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書3(2)イ(イ)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人の審理員意見書3(2)イ(ア) a 及び b の主張については、次のとおりである。

ア 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」としており、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」としている。

審査請求人の世帯（以下「審査請求人世帯」という。）については、審査請求人と代理人は、祖母と孫という直系血族の関係であり、平成30年2月16日付け生活保護法による保護申請書（以下「本件申請書」という。）等を処分庁に提出し、法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）の申請（以下「本件申請」という。）時、代理人は、審査請求人と同一の住居に居住しており、明らかに互いに独立した生活を営んでいるなど生計を別にしていると言えるような特別の事情は認められず、生計を一にしていたものと認められる。

なお、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1の2及び5において、世帯分離して差し支えない場合について定めているところ、審査請求人世帯については、局長通知第1の2及び5に該当するような事情は、認められない。

したがって、審査請求人と代理人は、次官通知第1にいう「同一世帯員」であり、世帯分離の要件にも該当しないことから、処分庁は、代理人について、平成30年2月16日付けで、代理人を審査請求人世帯に編入して審査請求人と代理人を同一世帯員であると認定（以下「本件世帯編入」という。）し、本件世帯編入を

行ったものと認められる。

イ 保護の要否について、次官通知第10では、「当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」としている。

平成30年2月16日付けで本件世帯編入をした場合、平成30年2月の審査請求人世帯の生活扶助費を告示に基づいて算出すると、〇円となる。また、住宅扶助費は〇円、介護扶助費は〇円、医療扶助費は〇円である。したがって、審査請求人世帯の平成30年2月の最低生活費は、その合計額の〇円であることが認められる。

代理人の預金通帳によると、代理人は、平成30年2月16日の時点で、少なくとも〇円の預貯金（以下「当該預貯金」という。）を保有していることが認められる。当該預貯金について、審査請求人は、国民健康保険料の支払に充てる予定であったとして収入認定することを違法又は不当である旨主張している。しかし、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-27の答では、「預貯金については、使途の如何を問わず、手持ち金として要否判定に用いるものである。」とされており、次官通知第8の3(3)の「収入として認定しないこと」とされるものにも該当しないほか、国民健康保険料を支払うための預貯金であったという審査請求人が主張する事情を斟酌すべきことを定めた法令上の規定等はなく、処分庁が審査請求人に対して当該預貯金の保有目的をきく必要はないことから、このような事情が、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものとは言えず、また、審査請求人及び代理人が利用し得る資産を、その最低限度の生活の維持のために活用することを前提として行われた本件処分は、法第4条の趣旨に沿うものであると言える。

よって、当該預貯金は、手持金として収入認定されるべきものであり、平成30年2月16日付け資産申告書（以下「本件資産申告書」という。）に記載されている〇円の現金と合わせた計〇円から、〇円（平成30年1月25日に代理人が支給を受けた1か月分の給与（〇円）について、その翌月の支給日（2月24日）までの日数（30日）で日割りして算出した平成30年2月16日時点の当該給与の推定残額）を控除した〇円が手持金として収入認定されることとなる。

また、審査請求人世帯について、審査請求人の収入として認定された額は、老齢基礎厚生年金月額〇円、厚生年金基金月額〇円である。さらに、代理人の就労収入として認定された額は、代理人の収入総額である〇円から局長通知の別表2の「勤労に伴う必要経費として定める額」の〇円を差し引いた〇円について、平成30年2月16日から28日までの13日分として、日割りした額である〇円となる。したがって、審査請求人世帯の平成30年2月の収入充当額は、〇円（＝〇円＋〇円＋〇円＋〇円）であると認められる。

したがって、審査請求人世帯においては、平成30年2月の収入充当額（〇円）が最低生活費（〇円）を上回る結果になったことから、処分庁は、審査請求人世帯が保護を要しないとして本件処分を行ったものであると認められる。

ウ 審査請求人は、本件申請の日の「平成30年2月16日から」保護が停止されたことが違法又は不当である旨主張しているとも考えられる。

局長通知第10の3には「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること」とある。代理人は、平成30年2月16日付けで本件申請を行っているから、本件世帯編入は、同日付けで行われるが、そうすると、同日には、代理人の手持金（〇円）を含めた審査請求人世帯の収入充当額（〇円）が最低生活費（〇円）を上回ることとなる。「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12の答では、「保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする」とされているから、審査請求人世帯が「保護を要しなくなった日」である平成30年2月16日に保護停止となることは明らかである。

エ 以上のとおり、代理人の預貯金額全額を手持金と認定し、審査請求人世帯が平成30年2月16日付けで保護を要しなくなったとして行われた本件処分は違法でも不当でもなく、また、本件処分は、法及び告示並びに次官通知、局長通知及び課長通知にのっとり行われたものであると認められ、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

オ なお、審査請求人は、「本件処分は、法の実施要領の適用を誤っている」と主張するものの、令和元年6月27日の口頭意見陳述において、代理人は、「法の実施要領」が特定の何かを指したものではない旨述べている。しかしながら、前記(1)アからウまでのとおり、本件処分は、法及び告示並びに次官通知、局長通知及び課長通知にのっとり行われたものであり、「法の実施要領」が特定の何かを指したものではないとしても、前記(1)エの結論に影響はない。

(2) 審査請求人の審理員意見書3(2)イ(ア) cの主張については、次のとおりである。

ア 平成30年2月14日、処分庁職員が審査請求人宅を訪問し、代理人に保護受給の意思があることを確認した後、平成30年2月16日、審査請求人は、代理人と共に処分庁を訪れて、代理人自身が自署及び押印の上、本件申請書を処分庁に提出した。本件申請書には、本件収入・無収入申告書、本件資産申告書、代理人の預金通帳の写しなどが添付されていた。

イ このように、本件申請は、代理人本人の意思により行われたものと考えられ、本件については、前記(1)アのとおり、審査請求人と代理人は、同一世帯員であると認められるから、審査請求人と代理人の収入や資産は、処分庁の説明のいかん、代理人の認識いかんにかかわらず、審査請求人世帯の生計の維持のために用いる

のが当然である。

なお、令和元年6月27日の口頭意見陳述において、処分庁は、本件申請の際、審査請求人及び代理人に、保護制度に係る説明を行っているとは回答しており、説明がなかったとの審査請求人の主張は、容認できない。

ウ なお、審査請求人の「担当ケースワーカーから保護の書類を記入して押印する前に、保護に基づく具体的な話や注意点がなかった」との主張が、「資産を保有している場合、審査請求人世帯が保護停止となる可能性があることについて、あらかじめ説明を受けていれば、本件申請を行わなかった」との趣旨であったとしても、本件処分には何ら違法又は不当な点があったとはいえない。

すなわち、保護の申請は、困窮を理由に行われるのが通常であることから、保護の申請時に、資産を有していた場合には保護を実施しないことの説明をすることは、想定されない。実際、代理人は、本件資産申告書に、〇万円以上の預貯金については記載せず、現金〇円のみを記載して提出しており、処分庁としても、本件申請の時点で、代理人が資産を有している場合に保護停止になる可能性についての説明をすることはできないと考えられる。

さらに、前記(1)アのとおり、審査請求人と代理人は、既に同一世帯員として認められるべき状況にあったため、そのような審査請求人世帯の状況を踏まえ、本件処分は、法令及び通知等に従って行われており、本件処分には、何ら違法又は不当な点はないと認められる。

エ おって、審査請求人の「本件申請書を提出した際の効果について、代理人は何らの認識もなかった」との主張が、「本件申請書がどのようなものであるか、処分庁からの説明がなかった」との趣旨であったとしても、本件処分には何ら違法又は不当な点があったとはいえない。

すなわち、前記(1)アのとおり、審査請求人と代理人は、同一世帯員であると認められるから、審査請求人と代理人の収入や資産は、処分庁の説明のいかん、代理人の認識いかんにかかわらず、審査請求人世帯の生計の維持のために用いる必要がある。

また、本件申請書の表題は「生活保護法による保護申請書」と、その書式中には、「次のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。」と記述されており、本件申請書が保護の開始のための申請書であることは、処分庁が説明するまでもなく、明らかである。

したがって、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

オ 以上のことから、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

(3) 審査請求人の審理員意見書3(2)イ(ア) dの主張については、次のとおりである。

ア 平成30年2月16日に、審査請求人と代理人が、処分庁で自らの意思に基づいて本件申請を行ったことは、事実である。

なお、本件申請については、審査請求人又は代理人に、客観的に明白かつ重大な錯誤が存するとか、処分庁が代理人に本件申請書の提出を強要したとの事情は、全く見当たらない。

イ したがって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

(4) 審査請求人の審理員意見書3(2)イ(ア) e の主張については、次のとおりである。

ア 秋田地方裁判所平成2年(行ウ)第1号同5年4月23日判決及び最高裁判所平成11年(行ツ)第38号同16年3月16日第三小法廷判決は、保護金品等を原資とする一定の預貯金又は貯蓄について、収入認定の対象とすべき資産には当たらないとするものである。

イ 一方、本件においては、代理人が有していた預貯金は、代理人が本件申請前にアルバイト等で得たものであり、保護金品等を原資としたものではない。

ウ よって、本件は、秋田地裁判決及び最高裁判決の事案とは事情が異なり、当該判決内容をもって、本件処分が違法又は不当であるとする審査請求人の主張は、失当である。

エ したがって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

(5) 審査請求人の審理員意見書3(2)イ(ア) f の主張については、次のとおりである。

ア 本件処分は、前記(1)イのとおり、代理人が手持金を有しており、審査請求人世帯の平成30年2月の収入充当額(〇円)が最低生活費(〇円)を上回っていることから、審査請求人世帯は保護を要しないとして行われたものであるから、「本件処分の結果、審査請求人及び代理人の生活は極めて困窮し、生存権を脅かす事態にもなった」との主張は、失当である。

イ なお、本件処分は、審査請求人が保護を受給する権利を将来にわたって奪うものではなく、生活に困窮した場合は、再度保護の申請を行うことが可能であり、実際に、審査請求人は、平成30年8月1日付けで保護の申請を行っており、同日から保護が開始されている。

ウ したがって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問(令和2年7月16日)

2 第1回審議(令和4年3月23日)
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議(令和4年6月24日)
本件審査請求に係る審議を行った。

4 第3回審議（令和4年8月1日）

答申に向けた審議を行った。

5 第4回審議（令和4年9月29日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第10条第1項は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。また、法第26条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定し、法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と規定している。

(2) 保護の実施等の事務については、第一号法定受託事務であり、そして、保護の実施に関する具体的な処理基準として、次官通知、局長通知及び課長通知を定めている。

(3) まず世帯の認定についてみると、次官通知第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」と定めており、局長通知第1の2及び5においては、世帯分離して差し支えない場合について定めている。

(4) 次に、収入の認定についてみると、次官通知第10は、「当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入…との対比によって決定すること。」と定めている。また、次官通知第8の3(3)においては、「収入として認定しないこと」を定めている。

おって、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。）を示している。

(5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 代理人の預貯金の保有目的を聞かず、収入認定したことについて

ア 本件世帯編入について

前記1(1)のとおり、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」とされており、次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」としているところ、審査請求人世帯については、審査請求人と代理人は、祖母と孫という直系血族の関係であり、本件申請時、代理人は、審査請求人と同一の住居に居住しており、明らかに互いに独立した生活を営んでいるなど生計を別に行っていると言えるような特別の事情は認められず、生計を一にしていたものと認められる。

また、局長通知第1の2及び5において、世帯分離して差し支えない場合について定めているところ、審査請求人世帯については、局長通知第1の2及び5に該当するような事情は認められないことから、審査請求人と代理人は、次官通知第1にいう「同一世帯員」であり、処分庁は、代理人について本件世帯編入を行ったものと認められる。

イ 保護の要否について

前記1(4)のとおり、次官通知第10は、「当該世帯につき認定した最低生活費と、……収入充当額……との対比によって決定すること」としている。

代理人は、平成30年2月16日の時点で、少なくとも〇円の預貯金を保有していることが認められ、問答集問3-27の答では、「預貯金については、使途の如何を問わず、手持ち金として要否判定に用いるものである。」とされており、次官通知第8の3(3)の「収入として認定しないこと」とされるものにも該当しないほか、国民健康保険料を支払うための預貯金であったという審査請求人が主張する事情を斟酌すべきことを定めた法令上の規定等はなく、また、代理人が本件申請書と併せて提出した本件資産申告書には、現金の欄に「金額〇円」及び預貯金の欄に「広島銀行……〇円」と記載されているほかは、「無」に〇が付されており、処分庁が、代理人が他に預貯金を保有していることを推知し、使用目的等を聴取することは難しく、処分庁が審査請求人に対して当該預貯金の保有目的を聞く必要はないことから、このような事情が、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものとはいえず、審査請求人及び代理人が利用し得る資産を、その最低限度の生活の維持のために活用することを前提として行われた本件処分は、法第4条の趣旨に沿うものであり、妥当であるといえる。

(2) 保護制度等に係る説明について

平成30年2月14日、処分庁職員が審査請求人宅を訪問し、代理人に保護受給の意思があることを確認した後、平成30年2月16日、審査請求人は、代理人と共に処分庁を訪れて、代理人自身が自署及び押印の上、本件申請書を処分庁に提出した。本件申請書には、本件収入・無収入申告書、本件資産申告書、代理人の預金通帳の写

しなどが添付されていたことから、本件申請は、代理人本人の意思により行われたものと考えられ、本件については、前記(1)アのとおり、審査請求人と代理人は、同一世帯員であると認められるから、審査請求人と代理人の収入や資産は、処分庁の説明のいかん、代理人の認識いかんにかかわらず、審査請求人世帯の生計の維持のために用いるのが当然である。

なお、審理員が行った口頭意見陳述において、処分庁は、本件申請の際、審査請求人及び代理人に、保護制度に係る説明を行っていると回答している。また、処分庁からの提出書類によれば、審査請求人に対して、生活保護のしおりを交付し、生活保護受給中の留意点等について説明を行っており、説明を受けたことを確認する平成29年6月28日付けの書類に審査請求人が署名していることが認められる。一方、審査請求人及び代理人から、保護制度に係る説明がなかったとする主張を裏付ける書類の提出はなかった。これらのことを総合的に判断すると、本件申請に当たり、処分庁から保護制度に係る何らの説明もされなかったとする審査請求人の主張を裏付ける特段の事情は認められない。したがって、説明がなかったとの審査請求人の主張は、認められない。

また、審査請求人の「担当ケースワーカーから保護の書類を記入して押印する前に、保護に基づく具体的な話や注意点がなかった」との主張が、「資産を保有している場合、審査請求人世帯が保護停止となる可能性があることについて、あらかじめ説明を受けていれば、本件申請を行わなかった」との趣旨であったとしても、本件処分には何ら違法又は不当な点があったとはいえない。

さらに、前記(1)アのとおり、審査請求人と代理人は同一世帯として認められるべき状況にあったため、そのような審査請求人世帯の状況を踏まえ、本件処分は法令及び通知等に従って行われており、仮に審査請求人世帯が保護停止となる可能性についての説明がなかったとしても、結論には影響がない。

(3) 本件における秋田地裁判決及び最高裁判決の当てはめについて

秋田地方裁判所平成2年（行ウ）第1号同5年4月23日判決及び最高裁判所平成11年（行ツ）第38号同16年3月16日第三小法廷判決は、保護金品等を原資とする一定の預貯金又は貯蓄について、収入認定の対象とすべき資産には当たらないとするものである一方、本件においては、代理人が有していた預貯金は、代理人が本件申請前にアルバイト等で得たものであり、保護金品を原資としたものではなく、本件とは事情が異なり、本件における先例とみることは適切ではない。

(4) 以上のことから、審査請求人世帯の収入充当額が最低生活費を上回ったとしてされた本件処分は、違法又は不当ではなく、処分庁の判断は妥当であるといえる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の

判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。